

表2(1) 事業者に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	質問の概要	事業者の回答
事業計画	<p>コロナ禍で経済が落ち込む中、雇用と営業が危機に直面している。吹田市はコロナ以前に作成した事業費概算（総額 172 億円、うち市の負担約 92 億円）のまま事業を進めるのか、それとも削減等の見直しをするのか。 【6-1】</p>	<p>都市計画道路は、交通ネットワークをはじめとする交通機能に加え、災害時の避難路、延焼拡散防止機能や、電気、ガス、水道等のライフラインネットワーク収容機能等、多岐にわたる機能を有しています。</p>
	<p>この事業によるまちづくり完了時点で、人口が現在の 740 人から 2300 人に増えるとしているのもコロナ以前の算定。この地域の良好で貴重な緑地と自然を事業によって削り取り、壊した後に算定したほどの人口増も税金もなく事業費が大きな市民の負担、負債として残る可能性を市はどのように考えているのか。 【6-2】</p>	<p>本事業において整備する 2 本の都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）は、平成 25 年に都市計画道路の見直しが行われた際に、上記のとおり様々な見地から存続が決定された路線です。そのため、コロナ禍であっても、整備が必要な道路として事業を進めます。</p>
	<p>事業の実施によって、地球温暖化がもたらす自然災害の被害がどれだけ大きくなるかシミュレーションは行っているのか。 【6-3】</p>	<p>本事業の実施に伴う地球温暖化及びこれに伴う自然災害の被害の予測は行っておりませんが、工事中の地球温暖化対策・省エネルギーに対する環境取組については、環境影響評価書案の p. 10-1 に記載しています。その内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械及び工事関連車両は、可能な限り低燃費型を採用し、温室効果ガスやエネルギー等の環境負荷を低減する。 ・建設発生土については、事業計画地での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土搬出のために使用する工事関連車両の台数を削減する。
	<p>大阪学院大学グラウンドに代わる指定緊急避難場所は設けないとあるが、市の実施する事業によって人口が増加する地域であるのに、「お近くの別の緊急避難場所のご利用をご検討ください」だけで済むのは市民（旧住民、新住民含む）の安全安心を保障する責務を負う吹田市の態度として無責任とは考えないのか。 【6-4】</p>	<p>災害時の避難場所は、本地区周辺に佐井寺小学校、佐井寺地区公民館、南千里地区公民館および千里市民センターがあります。本事業により都市計画道路を整備することでそれらのアクセスを確保するものです。</p> <p>御意見の大阪学院大学グラウンドは、現在、地震などの緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所（一時的）」に指定されておりますが、民間での売買がなされ、継続は難しくなっています。将来は、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所の御利用を御検討ください。</p>

(注) 質問の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 2 (2) 事業者に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	質問の概要	事業者の回答
事業計画	<p>もともと 60 年前にできた道路計画であり、行政や環境が大きく変化しているもとの実態にそぐわないのに、進める理由が道路と未利用地の一体的整備とあるが吹田市全域で宅地開発がすすみ自然を壊してまで実施する必要性はあるのでしょうか。その根拠について示してほしい。</p> <p>逆に 60 年も手つかずだったのは貴重な歴史的遺産、動植物の生息地、高低差があり困難と判断されたものと思いますがその点はどうかのでしょうか。</p> <p>また仮りに実施したとしても道路計画の一部であり、今後車社会からの転換が叫ばれている中では検討しなしたほうが良いと思いますが。 【7-1】</p>	<p>事業計画地及びその周辺は起伏があるため、宅地開発が難しい地域でした。しかし、現在、生産緑地の指定解除等により、事業計画地周辺においては、民間事業者による宅地開発が行われています。また、事業計画地においても、民間事業者による土地の買取りが進められていますが、事業計画地は環境影響評価書案の表 3.3.1 (p.3-4) に示すとおり、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災面で、多くの問題点を抱えています。</p> <p>これらの問題点に対する整備課題は、環境影響評価書案の表 3.3.2 (p.3-5) に示すとおりですが、民間事業者では解決できない課題です。</p> <p>また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討しました。その結果、土地区画整理事業という手法を採用することになりました。</p> <p>事業計画の策定に当たっては、その整備課題を整理し、事業計画地のまちづくりの基本方針を策定しました。</p> <p>本事業の将来像（イメージ）は、評価書案の pp.3-23～3-24 に示したとおりであり、街区の整備、緑地・公園等の整備、都市計画道路の整備を行うことにより、良好な居住空間が創出されるものと考えています。</p>

(注) 質問の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 2 (3) 事業者に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	質問の概要	事業者の回答
事業計画	<p>吹田市が認めている「まとまった緑地が存在している」地域であり環境保全こそ守られるべきものと思います。「限りある資源を有効に」との見地からも計画には矛盾があり、換地すれば自然の復元ができないことは明白です。緑被率が下がること、広い場所の避難地の確保について示してほしい。 【7-2】</p>	<p>本事業では、事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。都市計画道路においては、雨水貯留浸透機能を備えた植樹帯や雨庭を設けて街路樹植栽を行います。</p> <p>また、建物敷地の緑化推進へ向けた協議の実施、開発の誘導を行うとともに、地権者が農地等の緑地の維持を希望する場合は、可能な限り換地計画において対応します。</p> <p>さらに、公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指します。公園や緑地の緑化の際には、既存の樹林地における表土等を植栽基盤として活用することで、在来種の植生回復に配慮し、農地等の緑地を換地する場合は、各地権者の意向を把握した上で、緑地の維持、保全ができるよう、表土等の有効活用に努めます。</p> <p>大阪学院大学のグラウンドは、グラウンド機能がなくなる時点で「指定緊急避難場所（一時的）」の指定が解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所の御利用を御検討ください。</p>
	<p>現在の事業計画案では緑被率や公園面積が若干低い確保目標は記載されていても、農地面積の現況確保の方向が示されておらず、都市農業の保全と活用の視点が「事業計画地のまちづくりの基本方針」にないのが気になります。 【8-1】</p>	<p>土地区画整理事業は、各地権者の土地を一旦お預かりして減歩させていただき、道路、公園等の基盤を整備し、その後、元の地権者へお返しする事業です。今まで農業をされている方が引き続き農業をされるかどうかは、地権者が決められることなので、「農地面積の現況確保の方向」を示すことはできません。</p>

(注) 質問の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 2 (4) 事業者に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	質問の概要	事業者の回答
事業計画	<p>旧証券グラウンドがなくなることにより当該地域の「緊急避難場所」がなくなり、2300 人という計画人口から考えても規模的にも事業終了後の公園では代替地としての役割は疑問視され、いつやってくるか気がかりな南海トラフ大地震への対応から言っても防災上問題と考えるものです。</p> <p style="text-align: right;">【8-2】</p>	<p>災害時の避難場所は、本地区周辺に佐井寺小学校、佐井寺地区公民館、南千里地区公民館および千里市民センターがあります。本事業により都市計画道路を整備することでそれらのアクセスを確保するものです。</p> <p>御意見の大阪学院大学グラウンドは、現在、地震などの緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所（一時的）」に指定されておりますが、民間での売買がなされ、継続は難しくなっています。将来は、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所の御利用を御検討ください。</p>

(注) 質問の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。